

大阪府における障がい者差別解消の取組み

府の取り組み方針

「啓発活動」と「条例による相談等の体制」を車の両輪として差別解消に取り組む

啓発活動

相談等の体制

<大阪府障がい者差別解消条例（H28.4施行）>

○差別解消に向けた啓発活動を府の責務に位置付け

○公的な解決の仕組みを規定し、実効性をもった相談、紛争の防止・解決の体制等を規定（法第8条に関する相談関係）

大阪府障がい者差別解消ガイドライン

- 何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいか等、府民の関心と理解を深めることを目的に平成27年3月作成
- 6分野（商品/サービス、福祉サービス、公共交通機関、住宅、教育、医療）ごとに具体的な事例を記載
- 平成28年4月の条例施行により、条例上の指針に位置付け

主な啓発事業

- 企業等向け出前講座事業（企業での障がい理解促進を支援）
- 合理的配慮対応促進事業（実践マニュアル作成）
- 障がい理解ハンドブック（必要な配慮を考えるきっかけを提供）

広域支援相談員の配置

- 市町村の相談機関における相談事案（事業者における差別事象が対象）の解決を支援し、また、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応するため、府に配置

大阪府障がい者差別解消協議会

- 知事の附属機関として設置。障がい者差別解消の推進に関する事項を審議。「支援地域協議会」の機能を有する
- 学識経験者、障がい者、事業者等で構成（20人）

合議体

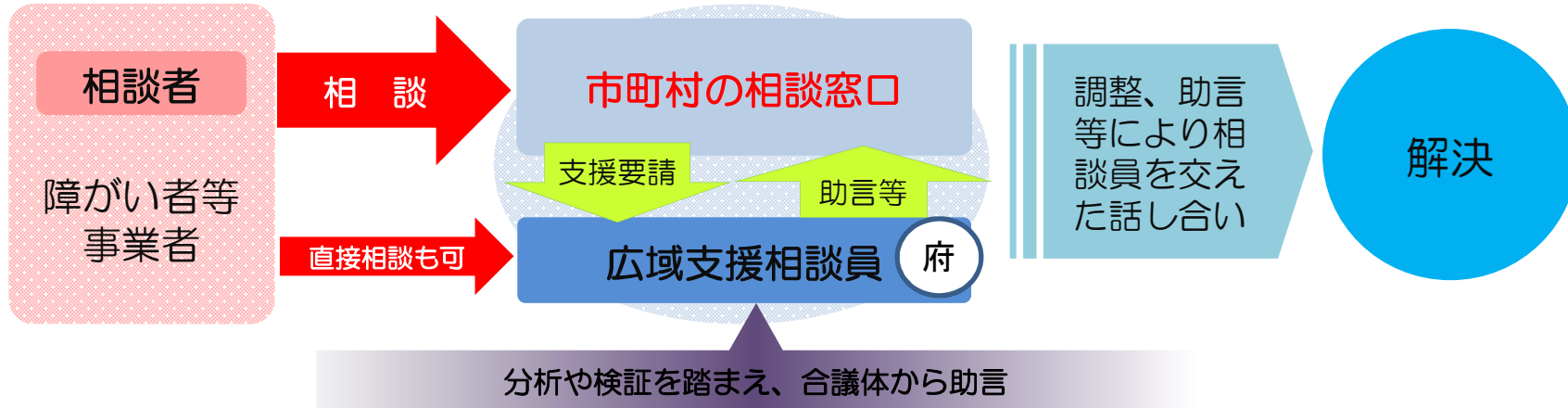
- 障がい種別等を踏まえ事案に応じて組織（5人）
- あっせん（不当な差別的取扱いに関する事案）や事例等の検証を踏まえた広域支援相談員への助言を実施

(参考)大阪府障がい者差別解消協議会と障害者差別解消支援地域協議会の比較

	大阪府障がい者差別解消協議会	障害者差別解消支援地域協議会
設置根拠	大阪府附属機関条例 ・ 大阪府障がい者差別解消条例 ※法第18条第1項の機能を有する	障害者差別解消法第17条第1項
構成員	<p>ア 委員20人</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体代表、事業者、学識経験者等で構成 <p>イ 専門委員(25人) ※平成29年3月現在</p> <p>ウ オブザーバーとして国の機関及び市町村代表が参画</p> <p>※ 大阪府は構成員に含まれず、事務局を担当</p>	<p>ア 委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体の機関で医療、介護、教育等障がい者関連分野の事務従事者、NPOその他の団体、学識経験者、その他で構成
担当事務	<p>ア 法規定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報交換、相談及び事例を踏まえた取組みに関する協議(法第18条第1項) 構成機関等に対し、情報の提供、意見表明その他必要な協力の求め(法第18条第3項) <p>イ 条例規定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事が諮問する差別解消の推進に関する事項への意見申述 知事に対し、正当な理由なくあっせん案に従わない者等への勧告の求め 知事が正当な理由なく勧告に従わない者を公表しようとするときの意見申述 合議体を設置し、紛争事案や相談事案に対応 	
運営方法	<p>ア 障がい者差別解消協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記以外の担当事務を担う <p>イ 合議体(会長が、指名した委員等5人で構成)</p> <p>①あっせん実施型の合議体</p> <p>広域支援相談員による解決が難しい場合、紛争の解決をするためのあっせんを実施(不当な差別的取扱いに限る)</p> <p>②助言・検証実施型の合議体</p> <p>相談状況の総合的な分析・検証を行い広域支援相談員への助言を実施</p>	<p>ア 代表者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な運営方針や提言等の決定及び進行管理等を実施 実務者会議の円滑な運営のための環境を整備、代表者レベルで連携 障がい者差別の状況について情報交換、共通認識醸成 <p>イ 実務者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 提言起草、相談窓口の紛争の防止、解決に資する協議等を実施 講演会や研修、事業者との交流事業の実施提案の調整等を実施

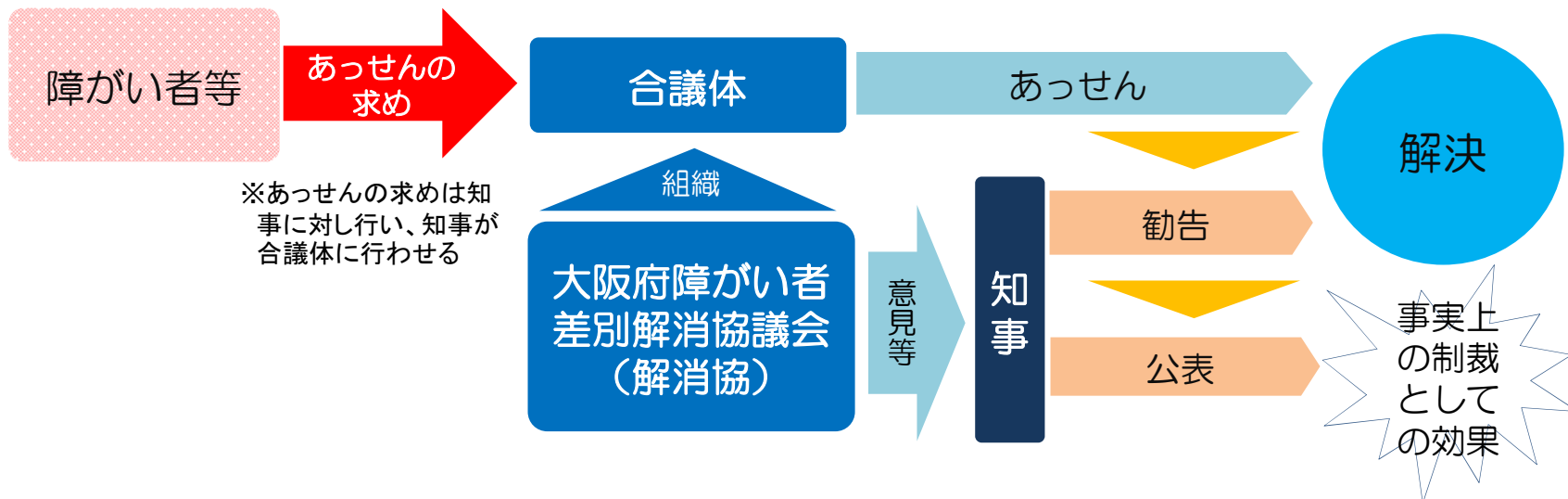
大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談と解決の流れ

相談対応による解決



広域支援相談員が対応しても解決が図られない場合（不当な差別的取扱いに係る事案）

あっせん等による解決



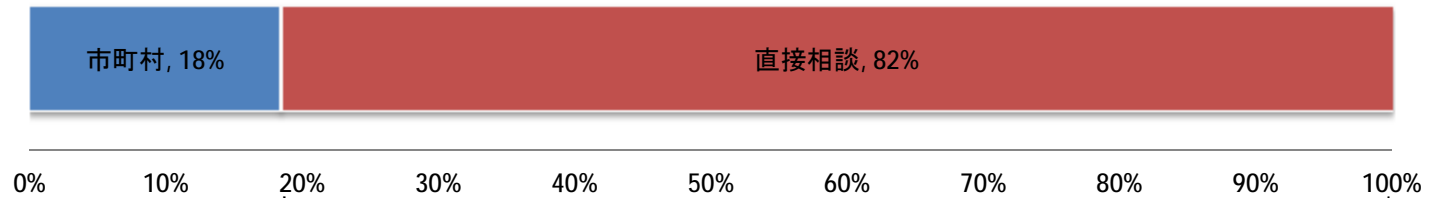
広域支援相談員の相談等対応状況

(平成28年4月～平成29年2月)

1 相談対応等件数

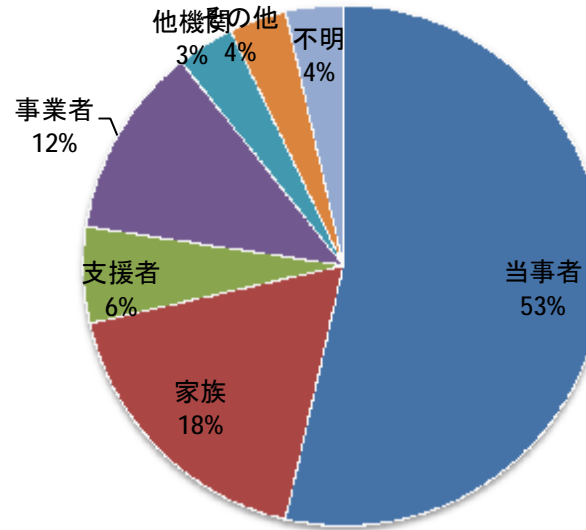
対応した相談等は103件、対応回数は延べ402回

○ 市町村を通じた相談が2割に対し、障がい当事者等からの直接の相談が全体の8割を占める。

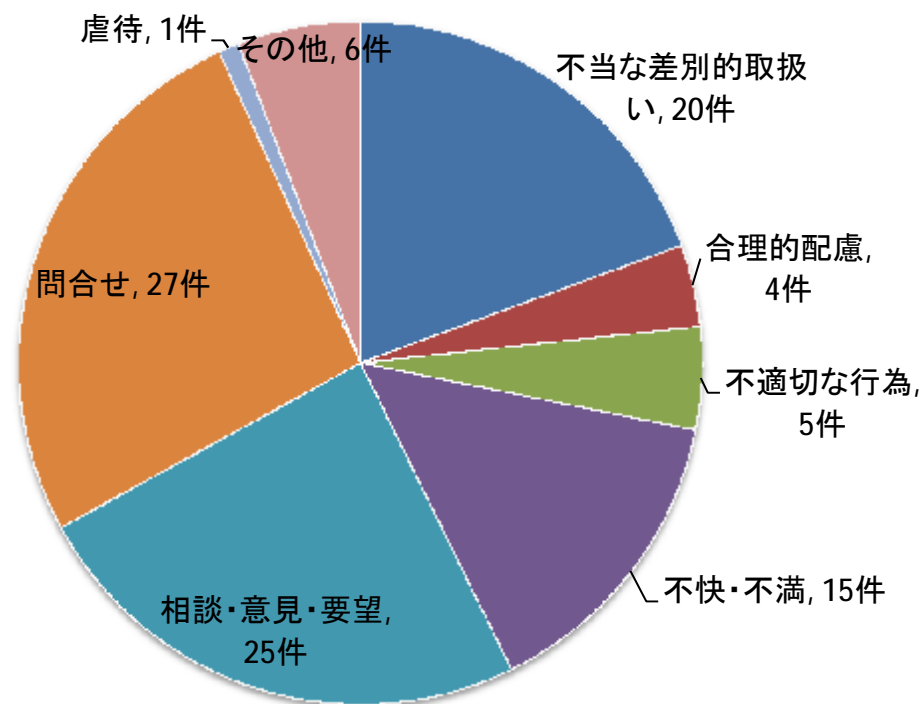


2 直接相談者の内訳

○ 障がい当事者及び家族、支援者で約3/4を占める。



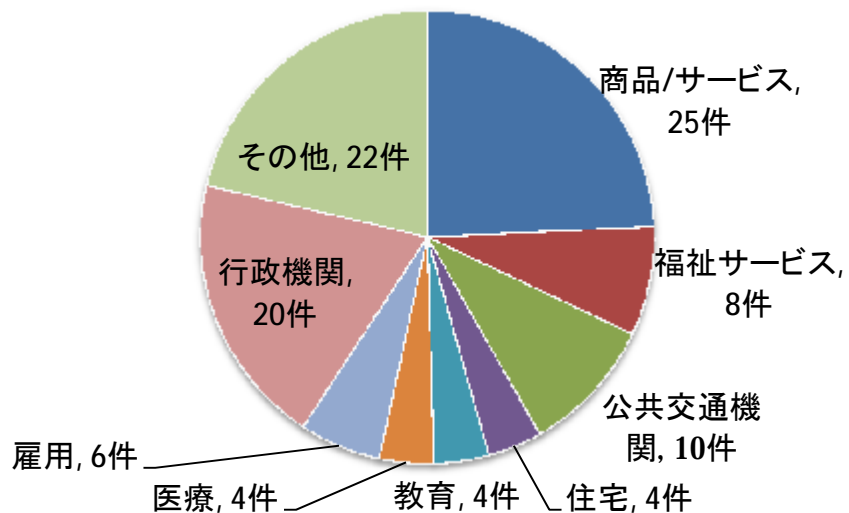
3 相談内容の種類



- 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」に加え、差別的・不適切な行為があったものは「不適切な行為」に、差別的・不適切な行為は確認できないが、相談者が差別的と捉えたものを「不快・不満」に分類
- 「不当な差別的取扱い」に関するもの20件のうち、10件が合理的配慮の不提供が要因となっているものであった。

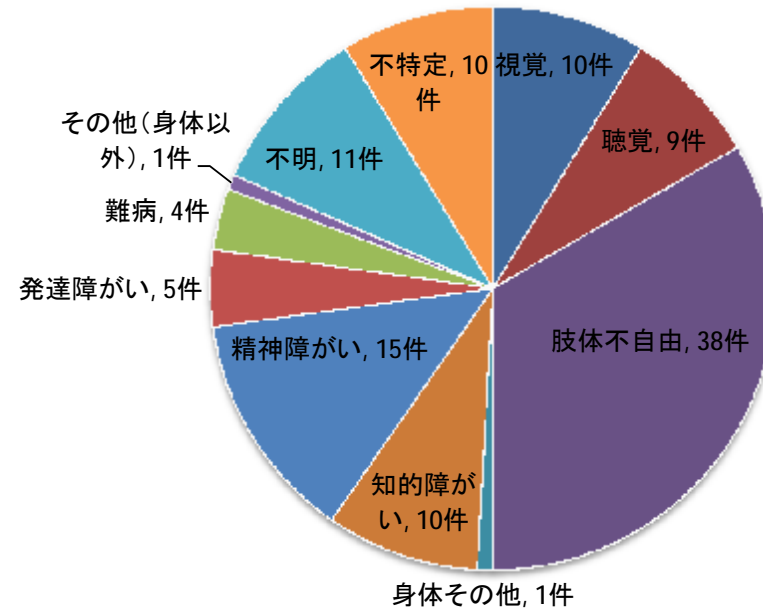
3 分野別の相談状況

- 商品/サービス分野が全体の4分の1を占める。
- 本来他のスキームで対応が予定されている行政機関や雇用分野での事案及びその他を除く、条例上の対象分野である6分野で見ると、商品/サービス分野が約半数を占める。



	不当な差別的取扱い	合理的配慮	不適切な行為	不快・不満	相談・意見・要望	問合せ	虐待	その他
商品/サービス	12件		2件	2件		9件		
福祉サービス		2件		2件	2件	2件		
公共交通機関	4件		2件	1件	2件	1件		
住宅	2件			1件		1件		
教育		1件		1件	2件			
医療	2件			1件		1件		
雇用						4件	1件	1件
行政機関		1件		3件	13件	3件		
その他			1件	4件	6件	6件		5件

4 障がい種別の相談件数

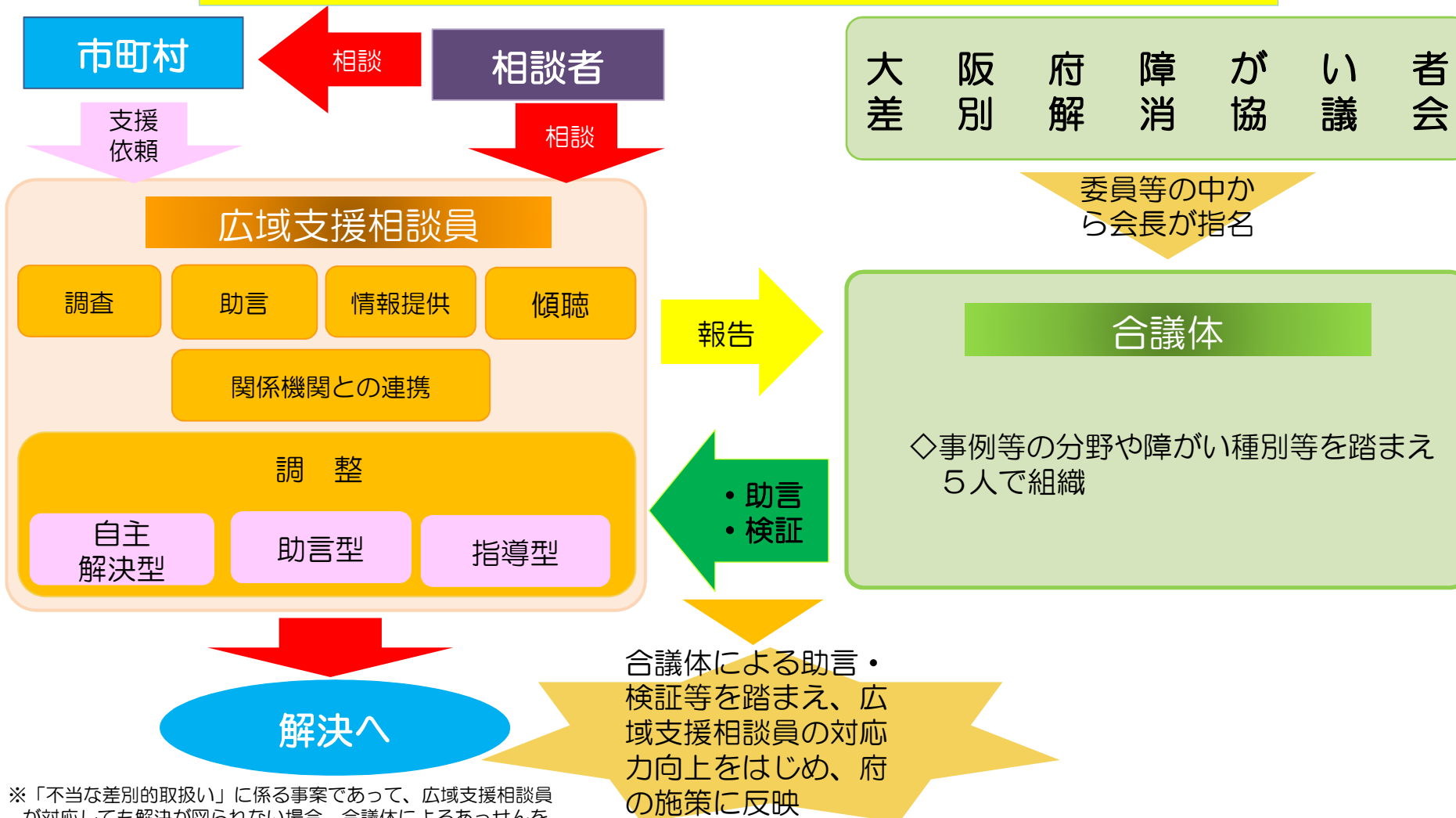


○ 障がい種別で見ると肢体不自由がある方からの相談が最も多い。

障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証 ～平成28年度の相談事例等の分析～ ①

障がい者差別解消の取組みを検証し、条例附則に規定する見直し検討に資することを目的に、大阪府障がい者差別解消協議会の下に合議体を組織し、広域支援相談員の相談状況等を総合的に分析と検証を実施。

広域支援相談員による相談対応と合議体における検証のスキーム



※「不当な差別的取扱い」に係る事案であって、広域支援相談員が対応しても解決が図られない場合、合議体によるあっせんを求めることが可能

合議体で検証した広域支援相談員が対応した相談事例

分野	相談事例
商品/サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○感覚過敏のある人のプール利用 ○盲導犬利用者の飲食店利用 ○電動車いす利用者の移動における対応 ○講習会における要約筆記利用 ○遊戯施設における車いす利用者への制限等 ○精神障がいがあると伝えた人に対する引っ越し業者の対応 ※上記以外に委員提供事例を活用して考え方を整理
福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ※委員提供による福祉現場の想定事案を活用し、障がい者の権利擁護と合理的配慮の提供に関して、課題の抽出と考え方を整理
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ○盲導犬利用者の飛行機搭乗 ○電動車いす利用者に対する乗務員の言動 ※上記以外に委員提出事例を活用し考え方を整理
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の家族からの住宅賃貸の相談 ※上記以外に委員提供事例を活用し考え方を整理
教育	<ul style="list-style-type: none"> ※委員提供事例を活用し、学校現場における合理的配慮と環境の整備に関して考え方を整理
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○電動車いす利用者の受診
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がいがある人に対する職場の対応

相談状況の整理と検証のポイント

項目	主なポイント
相談事例の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「差別的・不適切な言動」等の事例についても、相談や分析等の取組みの対象。 ○ 障がい者間の異なる取扱いにおいて、不当な差別的取扱いのおそれがあるものは、差別的取扱いに準じる。
相談対応の姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な解決に向けては、初期対応が重要。 ○ 対応の対象範囲外の相談であっても、特に初期対応を丁寧に行い、権限なる機関につなぐ。
相談の分類と整理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合理的配慮の不提供が要因となって、サービス提供が拒否・制限・条件付けされたものは、「不当な差別的取扱い」として運用。
「あっせん」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「不当な差別的取扱い」を断定できないものについても、あっせんを活用して解決することも可能。 ○ あっせんは、様々な影響を勘案し、障がい者本人の意向に十分留意しつつ、共生社会の実現に資することを基本的なスタンスとする。
府の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分析等の成果を踏まえ、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の改訂をはじめ工夫した啓発活動を展開する。 ○ 合理的配慮の実践や好事例を広く示すなど、事業者の自主的な取組みを支援する。 ○ 分析等の成果を市町村とも共有する。 ○ 事例の蓄積と課題や対応等の整理を行い、広域支援相談員の対応力の強化を図る。

大阪府が作成した啓発関係冊子等



大阪府ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>